



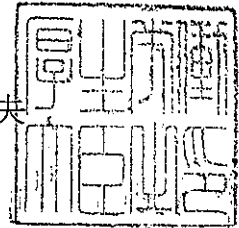
厚生労働省発食安第0112018号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ニトロフラン類（ニトロフラゾン、ニトロフランチン、フラゾリドン及びフラルタドンをいう）

